

2023 (R5) 年3月6日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.26

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B

TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895



トルコ・シリアの甚大な地震被害に心が痛みます。気象庁の「海外の地震情報」をみるとマグニチュード7規模の地震は2022年だけでも10回を超えるのですね。

ネパールの地震は2015年のことで遠い昔のことに思われますが、昨年末に親戚の者が葬儀で頂いた香典のお礼に替えて、ネパールに井戸を寄付しました。以下、喪主の話です。

「私は2018年にネパールに旅行しました。地震から数年たっているのに寺院など多くの文化財にもつかえ棒がしてあり、給水車に並ぶ人の列も目立ちました。帰国してアジア各国で活動しているNPOにわずかながら復興支援の寄付をしたところ、以後会報が届くようになり、その中に途上国に井戸を贈る活動が紹介してあったのです。『今まで水をもらいに行く日々を送っていた私たちに、ご支援で井戸が設置され、暮らしに大きな光が差しました。水は生活に欠かせないものですが、水をもらいに行く毎日は精神的につらいものがありました。遠慮なく水が使えることをつくづくありがたく思っています』というネパールの方の声も掲載してありました。

これを思い出して『香典のお返しは井戸だ』と決めた次第です。皆さんに報告すると『それは良かった』と喜んでくれました。故人への良い供養になったと思います。今は完成が待ち遠しいです。」

遺族年金支給に関する解決事例

～再審査請求によって行政の不支給決定を取り消した事例～

配偶者が亡くなったとき、遺族

年金を受給できる場合があります。

事実婚関係（婚姻届を出さず同棲

している場合など）であっても同様であり、内縁の配偶者が亡くなった場合でも、条件を満たせば遺族年金を受給できる制度となっています。

今回の依頼者は年金事務所に対し亡きパートナーの遺族年金の支給を求めましたが、年金事務所は〈戸籍上の配偶者〉が存在すること等を理由に支給を認めませんでした。そこで、この不支給決定の取消しを求めて再審査請求をした結果、当方の主張が認められた事例です。

一般的に、〈戸籍上の配偶者〉と〈内縁の配偶者〉が同時に存在する場合は〈戸籍上の配偶者〉を優先的に取り扱うべきとされますが、〈戸籍上の配偶者〉との婚姻関係が実体を全く失っていると認められるのであれば、このような場合でも〈内縁の配偶者〉に遺族年金の受給資格が認められるとされています。

この婚姻関係が実体を全く失ったと認められるか否かは、諸事情を総合考慮して判断されることになります。この点に関し、近年では多様な夫婦の在り方が考えられるところです。現実には個々の夫婦ごとにその距離感や生活スタイルが異なるといえるため、『婚姻関係が実体を全く失ったか否か』等の要件についても、個々の夫婦それぞれの実態をよく観察した上で判断する必要があると感じます。

